

議案第61号

消費税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

消費税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和元年9月3日提出

多可町長 吉 田 一 四

消費税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

令和 年 月 日
条例第 号

(多可町鍛冶屋線記念館条例の一部改正)

第1条 多可町鍛冶屋線記念館条例(平成17年多可町条例第21号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「320円」を「330円」に改める。

(多可町立小学校及び中学校施設の開放に関する条例の一部改正)

第2条 多可町立小学校及び中学校施設の開放に関する条例(平成17年多可町条例第95号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第5条、第9条関係)

学校施設使用料

(1) 中町中学校

施設名	単位	利用料
体育館	1時間	全面 550円
		片面 270円
柔剣道場	1時間	330円
校庭	1時間	110円

(2) 加美中学校

施設名	単位	利用料
体育館	1時間	全面 550円
		片面 270円
格技場	1時間	330円
校庭	1時間	110円
かみ i n g ホール 大会議室	1時間	無料

		まで	5時	10時	5時	10時	10時	
ホール	平日	11,000	16,500	22,000	27,500	38,500	49,500	
	土・日・祝	13,200	19,800	26,400	33,000	46,200	59,400	
会議室		3,300	4,950	6,600	8,250	11,550	14,850	間仕切り使用はそれぞれ、1/3、2/3の額
ロビー		2,200	3,300	4,400	5,500	7,700	9,900	
楽屋	1 (和)	1,100	1,650	2,200	2,750	3,850	4,950	
	2・3 (洋)	880	1,320	1,760	2,200	3,080	3,960	間仕切り使用は1/2の額
	4 (洋)	660	990	1,320	1,650	2,310	2,970	

(多可町健康福祉センター条例の一部改正)

第4条 多可町健康福祉センター条例（平成17年多可町条例第138号）の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分を次のように改める。

別表（第6条関係）

健康福祉センター「アスパル」使用料

アリーナ棟	1時間につき	
営利目的外	全面	1,100円
	半面	550円
	1/4面	270円

営利目的	全面	5,500円
	半面	2,750円
	1 / 4面	1,370円
トレーニングルーム	1人1回	110円
ランニングデッキ	1人1回	110円
健康福祉棟	1時間につき	
会議室1 会議室2 会議室3 会議室4		330円
研修室		550円
調理室		770円

別表備考第5項中「100円」を「110円」に、第8項中「1,080円」を「1,100円」に改める。

(多可町農村婦人の家条例の一部改正)

第5条 多可町農村婦人の家条例（平成17年多可町条例第148号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

施設区分	使用料
みそ加工施設	220円／人
その他の施設使用料	110円／人

別表第2備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

会議室	1時間	160円
-----	-----	------

研修室（和室）	1 時間	110円
農村加工室兼調理実習室	1 時間	160円

（多可町多目的研修集会施設等条例の一部改正）

第6条 多可町多目的研修集会施設等条例（平成17年多可町条例第151号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

加美区多目的研修集会施設等使用料

		1 時間につき
加美北部体育館		多可町立運動施設条例（平成17年多可町条例第102号）に定めるところによる。
交流会館	大会議室	1,100円
	和室	380円
	調理実習室	770円
	シャワー室	実費（あらかじめ管理者に申し込むこと。）
ふれあいセンター 「きた公民館」	運動室	330円
	和室	220円
	調理実習室	770円

（多可町農村環境改善センター条例の一部改正）

第7条 多可町農村環境改善センター条例（平成17年多可町条例第159号）の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分を次のように改める。

別表（第5条関係）

多可町農村環境改善センター使用料

研修室	1 時間につき	260円
調理室	1 時間につき	260円

和室 A 和室 B	1時間につき	260円
冷凍庫	24時間につき	330円
真空包装機	1人30分につき	110円

(多可町道路占用料徴収条例の一部改正)

第8条 多可町道路占用料徴収条例(平成17年多可町条例第176号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(多可町都市計画公園条例の一部改正)

第9条 多可町都市計画公園条例(平成17年多可町条例第178号)の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3(第12条関係)

1 公園施設を設ける場合

施設の種類	使用料
休憩所・売店	1月 1平方メートルにつき 110円

2 公園施設を管理する場合

施設の種類	使用料
休憩所・売店	1月 1平方メートルにつき 520円以内

3 都市公園を占有する場合

占有物件	使用料
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1日 1平方メートルにつき 110円
工事の板囲足場、詰所その他施設	1日 1平方メートルにつき 110円
土石、竹林、かわらその他の工事用材料	1日 1平方メートルにつき 110円

電柱、支線、支柱、標柱その他これらに類するもの	1年 1本につき	520円
ガス管その他これらに類するもの	1年 1メートルにつき	150円

4 都市公園において行為する場合

行為	使用料	
行商その他これらに類する行為	1日 1平方メートルにつき	220円
業として行う写真の撮影	1日 1人につき	660円
業として行う映画の撮影	1日 1回につき	1,100円
興行その他これらに類する行為	1日 1平方メートルにつき	10円

(多可町水道事業給水条例の一部改正)

第10条 多可町水道事業給水条例（平成17年多可町条例第183号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項中「金額」を「表の金額に消費税等相当額を加えた額（その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）」に改め、同項の表を次のように改める。

メーターの口径13mm	100,000円
〃 20mm	150,000円
〃 25mm	300,000円
〃 40mm以下	1,000,000円
〃 75mm以下	4,000,000円
〃 100mm以下	10,000,000円

別表指定給水装置工事事業者登録手数料の項を次のように改める。

指定給水装置工 事事業者登録手 数料	新規・更新	1件につき	10,000円
--------------------------	-------	-------	---------

(多可町立温水プール条例の一部改正)

第11条 多可町立温水プール条例(平成18年多可町条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分を次のように改める。

別表(第7条、第13条関係)

区分		大人	小人(高齢者)	親子	
個人	当日券(1回)	520円	320円	730円	
	回数券(12回)	5,200円	3,200円	7,300円	
年間会員一括料金	個人	12,430円	6,310円	16,090円	
	法人	50,000円(無記名会員5人分)			
20人以上の団体		1人小人(高齢者) 280円 大人 470円			
水泳教室	入会費	1人		1,050円	
	年会費	1人		1,050円	
	月会費	週1回	1人		4,190円
		週2回	1人		6,280円
		週3回以上	1人		8,370円
同一家族で2人以上利用がある場合は、各1人につき月会費を500円減額					

(多可町立運動施設条例の一部改正)

第12条 多可町立運動施設条例(平成18年多可町条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1加美北グラウンドの項を削る。

別表第3備考以外の部分を次のように改める。

別表第3(第7条、第13条関係)

名称	金額
----	----

中央公園	北アリーナ	半面	1 時間	160円
		全面	1 時間	330円
	グラウンド	1 / 4 面	1 時間	220円
		半面	1 時間	440円
		全面	1 時間	880円
		照明料	30分	550円
	テニスコート (クレ-)	1 面	1 時間	330円
		照明料	1 時間	550円
	プール	幼・小・中	1 回	100円
		高校生	1 回	210円
一般		1 回	330円	
野外ステージ		1 時間	220円	
多目的広場		1 時間	330円	
	照明料	1 時間	550円	
加美体育館		半面	1 時間	440円
		全面	1 時間	880円
加美北部体育館		半面	1 時間	160円
		全面	1 時間	330円
加美運動公園	テニスコート (クレ-)	1 面	1 時間	330円
		照明料	1 時間	440円
加美中グラウンド		全面	1 時間	110円

ガルテン八千代	グラウンド	1 / 4 面	1 時間	220円
		半面	1 時間	440円
		全面	1 時間	880円
		照明料 1 塔につき	1 時間	440円
	体育館	半面	1 時間	440円
		全面	1 時間	880円
	テニスコート (全天候型・砂入人工芝)	1 面	1 時間	440円
		照明料	1 時間	440円
	プール (B & G 海洋センター)	幼・小・中	1 回	100円
		高校生	1 回	210円
一般		1 回	330円	

(多可町立キャンプ場条例の一部改正)

第13条 多可町立キャンプ場条例(平成18年多可町条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第2鳥羽キャンプ場の項を次のように改める。

鳥羽キャンプ場	宿泊をする場合		1人1泊につき	330円
	宿泊をしない場合		1人1日につき	220円
	ログハウスを使用した場合	宿泊をする場合	1泊につき	4,400円
		宿泊をしない場合	1日につき	2,200円

別表第2中「3,080円」を「3,140円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

(多可町老人福祉センター条例の一部改正)

第14条 多可町老人福祉センター条例(平成18年多可町条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第3 2加美老人福祉センター「春蘭荘」を次のように改める。

2 加美老人福祉センター「春蘭荘」

名称	時間	
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
生活相談室	1,040円	1,040円
健康相談室	1,040円	1,040円
集会室（大ホール）	5,230円	5,230円
教養娯楽室（東和室）	2,090円	2,090円
教養娯楽室（西和室）	2,090円	2,090円
リハビリ室	1,040円	1,040円
図書室	520円	520円
食堂	1,040円	1,040円
休養室	1,040円	1,040円

備考

- 1 冷暖房を利用する場合の使用料は、当該使用料の額に100分の130を乗じて得た額とする。
- 2 前項の規定に基づき、当該使用料の額に率を乗じて得た額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 図書の閲覧に利用する場合は、無料とする。

名称	区分	金額
温泉浴室	5歳以上	1回につき300円（回数券 11回分 3,000円）
カラオケ設備		1回につき1,040円

（多可町八千代自然活用村施設条例の一部改正）

第15条 多可町八千代自然活用村施設条例（平成18年多可町条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条、第13条関係）

1 宿泊利用する場合

客室タイプ	金額				備考
	1人利用	2～3人利用	4人以上利用	小人（1人につき）	
和室	6,600円	1人につき 4,950円	1人につき 4,400円	4,180円	定員4～5人
洋室	6,600円	4,950円		4,180円	定員2人
中研修室	4,400円	3,850円	3,300円	2,750円	定員20人

備考

- 1 繁忙の期間（8月1日から31日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間）又は休前日の金額は、場合に応じて1,000円を限度として割増しすることができる。
- 2 平日において20人以上の利用をする場合の金額については、1,000円を限度として割引することができる。
- 3 小人は、小学校就学前1年の幼児及び小学生とする。

2 宿泊以外に利用する場合

区分	面積	金額			
		午前9時から午後6時まで		午後6時から午後9時まで	
		使用開始後2時間につき	以後追加1時間ごとに	使用開始後2時間につき	以後追加1時間ごとに
宿泊室和室	16.6㎡から22.6㎡まで	2,200円	1,100円	3,300円	1,650円
大研修室	210.9㎡	4,400円	2,200円	6,600円	3,300円

中研修室	52.6㎡	3,300円	1,650円	4,400円	2,200円
小研修室	大研修室、中研修室を間仕切った使用した場合	2,200円	1,100円	3,300円	1,650円
催事ホール	143.0㎡	5,500円	2,750円	7,700円	3,850円

備考

- 1 各室の使用時間は、原則として午前9時より午後9時までとする。ただし、必要に応じて延長することができる。
- 2 宴会、催事ホールを文化的行事等により使用する場合の金額については、別に定める。

(多可町大和体験交流活性化施設条例の一部改正)

第16条 多可町大和体験交流活性化施設条例（平成18年多可町条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第16条関係）

施設名		単位	金額
ホール		1時間当たり	2,090円
和室		1時間当たり	1,570円
浴室	大人	1回当たり	520円
	小人（16歳未満の者）	1回当たり	310円

(多可町加美特産品開発センター条例の一部改正)

第17条 多可町加美特産品開発センター条例（平成18年多可町条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分を次のように改める。

別表（第8条、第15条関係）

施設名	利用区分	金額
-----	------	----

加工室（下処理室・作業室を含む。）	1時間につき	270円
作業室	1時間につき	110円
真空包装機	30分につき	110円

備考

作業室の項金額の欄及び同表真空包装機の項金額の欄中「100円」を「110円」に改める。

（多可町農林業公園条例の一部改正）

第18条 多可町農林業公園条例（平成18年多可町条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第7条、第13条関係）

1 入園料

農林業公園の入園料は、1人につき220円とする。ただし、6歳未満の者は、この限りでない。

2 宿泊施設

区分	施設	金額（1棟につき）
宿泊の場合	ファンキーハウス	16,500円
	ラグジーキャビン	8,800円
	ハンディハット	1人につき 1,100円
宿泊以外の場合	ファンキーハウス	4,400円
	ラグジーキャビン	2,200円

（多可町ココロン那珂条例の一部改正）

第19条 多可町ココロン那珂条例（平成18年多可町条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第7条、第13条関係）

区分	棟数	定員	使用料	加算額
----	----	----	-----	-----

コテージ	9棟	(1棟) 4～6人	1棟 1人につき5,230円	3人以上の利用の場合、追加1人につき2,090円(小学生未満は1,040円)を加算
宿泊棟A	4室	(1室) 4人	1室6,280円 (最低2人で利用)	3人以上の利用の場合、追加1人につき2,090円(小学生は1,360円、小学生未満は840円)を加算
宿泊棟B	1室	24人	1室 1人につき1,880円 (最低18人で利用)	19人以上の利用の場合、追加1人につき1,880円(小学生は1,360円、小学生未満は840円)を加算

別表第2備考以外の部分を次のように改める。

別表第2(第7条、第13条関係)

区分	棟数	定員	使用料	加算額
コテージ	9棟	(1棟) 4～6人	1棟 1人につき6,280円	3人以上の利用の場合、追加1人につき2,750円(小学生未満は1,040円)を加算
宿泊棟A	4室	(1室) 4人	1室6,280円 (最低2人で利用)	3人以上の利用の場合、追加1人につき2,090円(小学生は1,570円、小学生未満は840円)を加算
宿泊棟B	1室	24人	1室 1人につき2,090円 (最低18人で利用)	19人以上の利用の場合、追加1人につき2,090円(小学生は1,570円、小学生未満は840円)を加算

(多可町滞在型市民農園施設条例の一部改正)

第20条 多可町滞在型市民農園施設条例(平成18年多可町条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表第3備考以外の部分を次のように改める。

別表第3（第8条、第14条関係）

滞在型市民農園施設「ブルーメンやまと」宿泊施設

区分	利用時間	金額（サービス料及び消費税等含む。）	
休憩利用 午前10時30分 から午後3時30分 まで	3時間以内	1棟 4人以下の使用の場合	1棟 5人以上の使用の場合
		3,300円	6,600円
	3時間超過	4,400円	8,800円
宿泊利用	午後4時から 翌日の午前10時 まで	1棟 4人以下の使用の場合	1棟 5人以上の使用の場合
		13,200円	1人につき3,300円を加算

（多可町大河丘陵ラベンダー園条例の一部改正）

第21条 多可町大河丘陵ラベンダー園条例（平成20年多可町条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第14条関係）

1 入園料

施設の名 称	金額			
	区分	大人・高校生	小学生・中学生	幼児
ラベンダ ー園	個人 1人1回につき	730円	310円	無料
	団体 1人1回につき (20人以上に限る。)	520円	220円	無料

備考 入園料を徴収する期間は、5月1日から7月31日までの期間のうち町長が別に定める期間とする。

2 施設使用料

施設の名称（室名）	金額
活性化施設（研修室）	1時間につき660円
育苗加工販売施設（加工室）	1時間につき760円

備考

- 1 1時間未満の利用時間があるときは、これを1時間として取り扱うものとする。
- 2 冷暖房を使用する場合の金額は、当該金額の額に100分の130を乗じて得た額とする。
- 3 前2項の規定により算定した金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（多可町コミュニティプラザ条例の一部改正）

第22条 多可町コミュニティプラザ条例（平成22年多可町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

名称	区分	金額（1時間につき）
中コミュニティプラザ	大会議室	1,100円
	中会議室	660円
	調理室	770円
	和室（15畳）	380円
	和室（12畳）	330円
加美コミュニティプラザ	大ホール	1,100円
	中ホール	660円
	学習室1	330円
	研修室1	440円
	研修室2	330円

	研修室 3	220円
	研修和室（楓の間）	380円
	和室（鶴亀の間）	380円
	茶道室	220円
八千代コ ミュニテ ィプラザ	大ホール	1,100円
	会議室 1	330円
	会議室 2	330円
	会議室 3	660円
	会議室 4	330円
	調理実習室	770円
	はぎの間（和室）	380円
	茶道室	220円

（多可町笠形山自然公園センター条例の一部改正）

第23条 多可町笠形山自然公園センター条例（平成24年多可町条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第14条関係）

施設		金額		
コテ ー ジ	宿泊に利用 する場合	利用者が4人を超える場合	1棟1泊につき	18,850円
		利用者が4人以下の場合	1棟1泊につき	14,660円
	宿泊以外の 目的に利用 する場合	利用時間が3時間以上の場合	1棟1回につき	7,850円
		利用時間が3時間未満の場合	1棟1回につき	5,760円

(多可町診療所及び国民健康保険八千代診療所使用料及び手数料条例の一部改正)

第24条 多可町診療所及び国民健康保険八千代診療所使用料及び手数料条例（平成17年多可町条例第142号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ウ中「5,400円」を「5,500円」に改める。

別表を次のとおり改める。

別表（第2条関係）

手数料

種別		金額
健康診断等に付随する検査料、レントゲン診断料		実費
死亡診断書		1人1通 3,300円
		1通を増すごとに1,100円を加算した額
健康診断書		1人1通 2,200円
		1通を増すごとに1,100円を加算した額
死体検案書（死体検案料含む。）		1体1回 4,400円
診 断 書	複雑なもの （生命保険・保険・年金 ・手帳関係）	1人1通 3,300円
		1通を増すごとに1,650円を加算した額
	簡易なもの	1人1通 1,100円
		1通を増すごとに330円を加算した額
自動車事故診察費明細証明、災害補償に関する証明その他これに類するもの		1人1通 4,400円
		1通を増すごとに2,200円を加算した額
所得税に係る医療費控除の証明その他これに類するもの		1人1通 1,100円
		1通を増すごとに550円を加算した額

通院期間の証明その他これに類するもの	1人1通 550円
	1通を増すごとに270円を加算した額
前各号によることができないもの	実費

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料等について適用し、施行日以前に行った施設の使用等に係る使用料等で施行日以後に納付するものについては、なお従前の例による。

多可町鍛冶屋線記念館条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(使用料) 第7条 使用料は、1時間につき<u>320円</u>とする。 2 (略)</p>	<p>(使用料) 第7条 使用料は、1時間につき<u>330円</u>とする。 2 (略)</p>

多可町立小学校及び中学校施設の開放に関する条例の新旧対照表

現 行			改 正		
別表第2 (第5条、第9条関係) 学校施設使用料 (1) 中町中学校			別表第2 (第5条、第9条関係) 学校施設使用料 (1) 中町中学校		
施設名	単位	利用料	施設名	単位	利用料
体育館	1時間	全面 <u>540円</u>	体育館	1時間	全面 <u>550円</u>
		半面 270円			半面 270円
柔剣道場	1時間	<u>320円</u>	柔剣道場	1時間	<u>330円</u>
校庭	1時間	<u>100円</u>	校庭	1時間	<u>110円</u>
(2) 加美中学校			(2) 加美中学校		
施設名	単位	利用料	施設名	単位	利用料
体育館	1時間	全面 <u>540円</u>	体育館	1時間	全面 <u>550円</u>
		半面 270円			半面 270円
格技場	1時間	<u>320円</u>	格技場	1時間	<u>330円</u>
校庭	1時間	<u>100円</u>	校庭	1時間	<u>110円</u>
(略)			(略)		
(3) 八千代中学校			(3) 八千代中学校		
施設名	単位	利用料	施設名	単位	利用料

現 行			改 正				
体育館	1時間	全面	<u>540円</u>	体育館	1時間	全面	<u>550円</u>
		半面	270円			半面	270円
校庭	1時間		<u>100円</u>	校庭	1時間		<u>110円</u>
(4) 中町南小学校・中町北小学校・杉原谷小学校・松井小学校・八千代小学校				(4) 中町南小学校・中町北小学校・杉原谷小学校・松井小学校・八千代小学校			
施設名	単位	利用料		施設名	単位	利用料	
体育館	1時間	全面	<u>320円</u>	体育館	1時間	全面	<u>330円</u>
		半面	160円			半面	160円
校庭	1時間		<u>100円</u>	校庭	1時間		<u>110円</u>

多可町文化会館条例の新旧対照表

現 行									改 正								
別表（第9条関係）									別表（第9条関係）								
(略)									(略)								
ホール	平日	<u>10,800</u>	<u>16,200</u>	<u>21,600</u>	<u>27,000</u>	<u>37,800</u>	<u>48,600</u>		ホール	平日	<u>11,000</u>	<u>16,500</u>	<u>22,000</u>	<u>27,500</u>	<u>38,500</u>	<u>49,500</u>	
	土・日・祝	<u>12,960</u>	<u>19,440</u>	<u>25,920</u>	<u>32,400</u>	<u>45,360</u>	<u>58,320</u>			土・日・祝	<u>13,200</u>	<u>19,800</u>	<u>26,400</u>	<u>33,000</u>	<u>46,200</u>	<u>59,400</u>	
会議室		<u>3,240</u>	<u>4,860</u>	<u>6,480</u>	<u>8,100</u>	<u>11,340</u>	<u>14,580</u>	間仕切り使用はそれぞれ、1／3、2／3の額	会議室		<u>3,300</u>	<u>4,950</u>	<u>6,600</u>	<u>8,250</u>	<u>11,550</u>	<u>14,850</u>	間仕切り使用はそれぞれ、1／3、2／3の額
ロビー		<u>2,160</u>	<u>3,240</u>	<u>4,320</u>	<u>5,400</u>	<u>7,560</u>	<u>9,720</u>		ロビー		<u>2,200</u>	<u>3,300</u>	<u>4,400</u>	<u>5,500</u>	<u>7,700</u>	<u>9,900</u>	
楽屋	1 (和)	<u>1,080</u>	<u>1,620</u>	<u>2,160</u>	<u>2,700</u>	<u>3,780</u>	<u>4,860</u>		楽屋	1 (和)	<u>1,100</u>	<u>1,650</u>	<u>2,200</u>	<u>2,750</u>	<u>3,850</u>	<u>4,950</u>	
	2・3 (洋)	<u>860</u>	<u>1,290</u>	<u>1,720</u>	<u>2,160</u>	<u>3,020</u>	<u>3,880</u>	間仕切り使用は1／2の額		2・3 (洋)	<u>880</u>	<u>1,320</u>	<u>1,760</u>	<u>2,200</u>	<u>3,080</u>	<u>3,960</u>	間仕切り使用は1／2の額
	4 (洋)	<u>640</u>	<u>970</u>	<u>1,290</u>	<u>1,620</u>	<u>2,260</u>	<u>2,910</u>			4 (洋)	<u>660</u>	<u>990</u>	<u>1,320</u>	<u>1,650</u>	<u>2,310</u>	<u>2,970</u>	

多可町健康福祉センター条例の新旧対照表

現 行			改 正		
別表（第6条関係） 健康福祉センター「アスパル」使用料			別表（第6条関係） 健康福祉センター「アスパル」使用料		
アリーナ棟	1時間につき		アリーナ棟	1時間につき	
営利目的外	全面	1,080円	営利目的外	全面	1,100円
	半面	540円		半面	550円
	1/4面	270円		1/4面	270円
営利目的	全面	5,400円	営利目的	全面	5,500円
	半面	2,700円		半面	2,750円
	1/4面	1,350円		1/4面	1,370円
トレーニングルーム	1人1回	100円	トレーニングルーム	1人1回	110円
ランニングデッキ	1人1回	100円	ランニングデッキ	1人1回	110円
健康福祉棟	1時間につき		健康福祉棟	1時間につき	
会議室1 会議室2 会議室3 会議室4		320円	会議室1 会議室2 会議室3 会議室4		330円

現 行			改 正		
研修室		<u>540円</u>	研修室		<u>550円</u>
調理室		<u>750円</u>	調理室		<u>770円</u>
5 個人が共同で使用する場合は、1人1回1時間につき <u>100円</u> とする。 8 回数券1冊(12枚つづり)の額は、 <u>1,080円</u> とする。			5 個人が共同で使用する場合は、1人1回1時間につき <u>110円</u> とする。 8 回数券1冊(12枚つづり)の額は、 <u>1,100円</u> とする。		

多可町農村婦人の家条例の新旧対照表

現 行			改 正		
別表第 1 (第 6 条関係)			別表第 1 (第 6 条関係)		
施設区分	使用料		施設区分	使用料	
みそ加工施設	210円/人		みそ加工施設	220円/人	
その他の施設使用料	100円/人		その他の施設使用料	110円/人	
別表第 2 (第 6 条関係)			別表第 2 (第 6 条関係)		
(略)			(略)		
研修室 (和室)	1 時間	100円	研修室 (和室)	1 時間	110円
(略)			(略)		

多可町多目的研修集会施設等条例の新旧対照表

現 行			改 正		
別表第2（第6条関係）			別表第2（第6条関係）		
		1時間につき			1時間につき
(略)			(略)		
交流会館	大会議室	1,080円	交流会館	大会議室	1,100円
	和室	370円		和室	380円
	調理実習室	750円		調理実習室	770円
	シャワー室	実費（あらかじめ管理者に申し込むこと。）		シャワー室	実費（あらかじめ管理者に申し込むこと。）
ふれあいセンター「きた公民館」	運動室	320円	ふれあいセンター「きた公民館」	運動室	330円
	和室	210円		和室	220円
	調理実習室	750円		調理実習室	770円
	浴室	210円			

多可町農村環境改善センター条例の新旧対照表

現 行			改 正		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
研修室	1時間につき	<u>250円</u>	研修室	1時間につき	<u>260円</u>
調理室	1時間につき	<u>250円</u>	調理室	1時間につき	<u>260円</u>
和室 A 和室 B	1時間につき	<u>250円</u>	和室 A 和室 B	1時間につき	<u>260円</u>
冷凍庫	24時間につき	<u>320円</u>	冷凍庫	24時間につき	<u>330円</u>
真空包装機	1人30分につき	<u>100円</u>	真空包装機	1人30分につき	<u>110円</u>

多可町道路占用料徴収条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。この場合において、許可期間が1月未満であるときは、別表に定める占用料に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（10円未満の額については、切り捨てるものとする。）とする。ただし、1件の占用料の額が50円未満のものは50円とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。この場合において、許可期間が1月未満であるときは、別表に定める占用料に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（10円未満の額については、切り捨てるものとする。）とする。ただし、1件の占用料の額が50円未満のものは50円とする。</p> <p>2 (略)</p>

多可町都市計画公園条例の新旧対照表

現 行		改 正	
別表第3 (第12条関係)		別表第3 (第12条関係)	
施設の種類	使用料	施設の種類	使用料
休憩所・売店	1月 1平方メートルにつき <u>100円</u>	休憩所・売店	1月 1平方メートルにつき <u>110円</u>
施設の種類	使用料	施設の種類	使用料
休憩所・売店	1月 1平方メートルにつき <u>510円以内</u>	休憩所・売店	1月 1平方メートルにつき <u>520円以内</u>
占有物件	使用料	占有物件	使用料
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1日 1平方メートルにつき <u>100円</u>	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1日 1平方メートルにつき <u>110円</u>
工事の板囲足場、詰所その他施設	1日 1平方メートルにつき <u>100円</u>	工事の板囲足場、詰所その他施設	1日 1平方メートルにつき <u>110円</u>
土石、竹林、かわらその他の工事用材料	1日 1平方メートルにつき <u>100円</u>	土石、竹林、かわらその他の工事用材料	1日 1平方メートルにつき <u>110円</u>
(略)		(略)	
行為	使用料	行為	使用料
行商その他これらに類する行為	1日 1平方メートルにつき <u>210円</u>	行商その他これらに類する行為	1日 1平方メートルにつき <u>220円</u>
業として行う写真の撮影	1日 1人につき <u>640円</u>	業として行う写真の撮影	1日 1人につき <u>660円</u>
業として行う映画の撮影	1日 1回につき <u>1,080円</u>	業として行う映画の撮影	1日 1回につき <u>1,100円</u>

現 行	改 正
(略)	(略)

多可町水道事業給水条例の新旧対照表

現 行	改 正																																
<p>(分担金の額)</p> <p>第40条 分担金の額は、第38条の目的により町長が、受益者の負担の公平及び受益の限度を考慮し、次の金額とする。</p>	<p>(分担金の額)</p> <p>第40条 分担金の額は、第38条の目的により町長が、受益者の負担の公平及び受益の限度を考慮し、次の表の金額に消費税等相当額を加えた額（その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。</p>																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">メーターの口径13mm</td> <td style="text-align: right;">108,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 20mm</td> <td style="text-align: right;">162,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 25mm</td> <td style="text-align: right;">324,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 40mm以下</td> <td style="text-align: right;">1,080,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 75mm以下</td> <td style="text-align: right;">4,320,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 100mm以下</td> <td style="text-align: right;">10,800,000円</td> </tr> </table>	メーターの口径13mm	108,000円	" 20mm	162,000円	" 25mm	324,000円	" 40mm以下	1,080,000円	" 75mm以下	4,320,000円	" 100mm以下	10,800,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">メーターの口径13mm</td> <td style="text-align: right;">100,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 20mm</td> <td style="text-align: right;">150,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 25mm</td> <td style="text-align: right;">300,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 40mm以下</td> <td style="text-align: right;">1,000,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 75mm以下</td> <td style="text-align: right;">4,000,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 100mm以下</td> <td style="text-align: right;">10,000,000円</td> </tr> </table>	メーターの口径13mm	100,000円	" 20mm	150,000円	" 25mm	300,000円	" 40mm以下	1,000,000円	" 75mm以下	4,000,000円	" 100mm以下	10,000,000円								
メーターの口径13mm	108,000円																																
" 20mm	162,000円																																
" 25mm	324,000円																																
" 40mm以下	1,080,000円																																
" 75mm以下	4,320,000円																																
" 100mm以下	10,800,000円																																
メーターの口径13mm	100,000円																																
" 20mm	150,000円																																
" 25mm	300,000円																																
" 40mm以下	1,000,000円																																
" 75mm以下	4,000,000円																																
" 100mm以下	10,000,000円																																
2・3 (略)	2・3 (略)																																
別表 (第36条関係)	別表 (第36条関係)																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 40%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>指定給水装置工事事業者登録手数料</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1件につき</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	(略)				指定給水装置工事事業者登録手数料		1件につき	10,000円	(略)				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 40%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>指定給水装置工事事業者登録手数料</td> <td style="text-align: center;">新規・更新</td> <td style="text-align: center;">1件につき</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	(略)				指定給水装置工事事業者登録手数料	新規・更新	1件につき	10,000円	(略)			
種別	区分	単位	金額																														
(略)																																	
指定給水装置工事事業者登録手数料		1件につき	10,000円																														
(略)																																	
種別	区分	単位	金額																														
(略)																																	
指定給水装置工事事業者登録手数料	新規・更新	1件につき	10,000円																														
(略)																																	

多可町立温水プール条例の新旧対照表

現 行					改 正						
別表（第7条、第13条関係）					別表（第7条、第13条関係）						
区分		大人	小人（高齢者）	親子	区分		大人	小人（高齢者）	親子		
個人	当日券（1回）	510円	310円	720円	個人	当日券（1回）	520円	320円	730円		
	回数券（12回）	5,100円	3,100円	7,200円		回数券（12回）	5,200円	3,200円	7,300円		
年間会員一括料金	個人	12,200円	6,200円	15,800円	年間会員一括料金	個人	12,430円	6,310円	16,090円		
	法人	50,000円（無記名会員5人分）				法人	50,000円（無記名会員5人分）				
20人以上の団体		1人小人（高齢者） 270円 大人 450円			20人以上の団体		1人小人（高齢者） 280円 大人 470円				
水泳教室	入会費	1人		1,030円	水泳教室	入会費	1人		1,050円		
	年会費	1人		1,030円		年会費	1人		1,050円		
	月会費	週1回	1人			4,110円	月会費	週1回	1人		4,190円
		週2回	1人			6,170円		週2回	1人		6,280円
		週3回以上	1人			8,220円		週3回以上	1人		8,370円
同一家族で2人以上利用がある場合は、各1人につき月会費を500円減額					同一家族で2人以上利用がある場合は、各1人につき月会費を500円減額						

多可町立運動施設条例の新旧対照表

現 行			改 正					
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)					
名称		位置	名称		位置			
(略)			(略)					
加美運動公園	テニスコート	多可町加美区豊部1860番地1	加美運動公園	テニスコート	多可町加美区豊部1860番地1			
加美北グラウンド		多可町加美区市原70番地1	加美中グラウンド		多可町加美区豊部412番地1			
加美中グラウンド		多可町加美区豊部412番地1	(略)					
(略)								
別表第3 (第7条、第13条関係)			別表第3 (第7条、第13条関係)					
名称		金額		名称		金額		
中央公園	北アリーナ	半面	1時間	160円	北アリーナ	半面	1時間	160円
		全面	1時間	<u>320円</u>		全面	1時間	<u>330円</u>
	グラウンド	1/4面	1時間	<u>210円</u>	グラウンド	1/4面	1時間	<u>220円</u>
		半面	1時間	<u>430円</u>		半面	1時間	<u>440円</u>
		全面	1時間	<u>860円</u>		全面	1時間	<u>880円</u>
		照明料	30分	<u>540円</u>		照明料	30分	<u>550円</u>
テニスコート (クレー)	1面	1時間	<u>320円</u>	テニスコート (クレー)	1面	1時間	<u>330円</u>	

現 行					改 正				
	プール	照明料	1時間	<u>540円</u>	プール	照明料	1時間	<u>550円</u>	
		幼・小・中	1回	100円		幼・小・中	1回	100円	
		高校生	1回	210円		高校生	1回	210円	
		一般	1回	<u>320円</u>		一般	1回	<u>330円</u>	
	野外ステージ		1時間	<u>210円</u>	野外ステージ		1時間	<u>220円</u>	
多目的広場			1時間	<u>320円</u>	多目的広場			1時間	<u>330円</u>
	照明料		1時間	<u>540円</u>		照明料		1時間	<u>550円</u>
加美体育館	半面		1時間	<u>430円</u>	加美体育館	半面		1時間	<u>440円</u>
	全面		1時間	<u>860円</u>		全面		1時間	<u>880円</u>
加美北部体育館	半面		1時間	160円	加美北部体育館	半面		1時間	160円
	全面		1時間	<u>320円</u>		全面		1時間	<u>330円</u>
加美運動公園	テニスコート (クレー)	1面	1時間	<u>320円</u>	加美運動公園	テニスコート (クレー)	1面	1時間	<u>330円</u>
		照明料	1時間	<u>430円</u>			照明料	1時間	<u>440円</u>
加美北グラウンド		全面	1時間	100円	加美中グラウンド		全面	1時間	<u>110円</u>
加美中グラウンド		全面	1時間	<u>100円</u>	ガルテン八千代	グラウンド	1/4面	1時間	<u>220円</u>
ガルテン八千代	グラウンド	1/4面	1時間	<u>210円</u>			半面	1時間	<u>440円</u>
		半面	1時間	<u>430円</u>			全面	1時間	<u>880円</u>
		全面	1時間	<u>860円</u>			照明料1塔につき	1時間	<u>440円</u>

現 行					改 正				
		照明料1塔につき	1時間	<u>430円</u>					
体育館	半面		1時間	<u>430円</u>	体育館	半面	1時間	<u>440円</u>	
	全面		1時間	<u>860円</u>		全面	1時間	<u>880円</u>	
テニスコート (全天候型・砂入人工芝)	1面		1時間	<u>430円</u>	テニスコート (全天候型・砂入人工芝)	1面	1時間	<u>440円</u>	
	照明料		1時間	<u>430円</u>		照明料	1時間	<u>440円</u>	
プール (B&G海洋センター)	幼・小・中		1回	100円	プール (B&G海洋センター)	幼・小・中	1回	100円	
	高校生		1回	210円		高校生	1回	210円	
	一般		1回	<u>320円</u>		一般	1回	<u>330円</u>	

多可町立キャンプ場条例の新旧対照表

現 行				改 正			
別表第2 (第7条、第13条関係)				別表第2 (第7条、第13条関係)			
区分		金額		区分		金額	
(略)				(略)			
鳥羽キャン プ場	宿泊をする場合		1人1泊につき			1人1泊につき	<u>320円</u>
	宿泊をしない場合		1人1日につき			1人1日につき	<u>210円</u>
	ログハウスを 使用した場合	宿泊をする場合	1泊につき			1泊につき	<u>4,320円</u>
		宿泊をしない場合	1日につき			1日につき	<u>2,160円</u>
<p>1 ファイヤー場を使用した場合は、1回につき<u>3,080円</u>。ただし、牧野大池キャンプ場は、無料とする。</p> <p>2 テントサイトを使用した場合は、1サイト1泊につき<u>1,080円</u>。ただし、牧野大池キャンプ場は、無料とする。</p>				<p>1 ファイヤー場を使用した場合は、1回につき<u>3,140円</u>。ただし、牧野大池キャンプ場は、無料とする。</p> <p>2 テントサイトを使用した場合は、1サイト1泊につき<u>1,100円</u>。ただし、牧野大池キャンプ場は、無料とする。</p>			

多可町老人福祉センター条例の新旧対照表

現 行			改 正		
別表第3 （第8条、第16条関係） 2 加美老人福祉センター「春蘭荘」			別表第3 （第8条、第16条関係） 2 加美老人福祉センター「春蘭荘」		
時間	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	時間	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
名称			名称		
生活相談室	1,030円	1,030円	生活相談室	1,040円	1,040円
健康相談室	1,030円	1,030円	健康相談室	1,040円	1,040円
集会室（大ホール）	5,150円	5,150円	集会室（大ホール）	5,230円	5,230円
教養娯楽室（東和室）	2,060円	2,060円	教養娯楽室（東和室）	2,090円	2,090円
教養娯楽室（西和室）	2,060円	2,060円	教養娯楽室（西和室）	2,090円	2,090円
リハビリ室	1,030円	1,030円	リハビリ室	1,040円	1,040円
図書室	510円	510円	図書室	520円	520円
食堂	1,030円	1,030円	食堂	1,040円	1,040円
休養室	1,030円	1,030円	休養室	1,040円	1,040円
<p>1 冷暖房を利用する場合は、各室の使用料に3割を加算する。</p> <p>2 図書の閲覧に利用する場合は、無料とする。</p>			<p>1 冷暖房を利用する場合の使用料は、当該使用料の額に100分の130を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の規定に基づき、当該使用料の額に率を乗じて得た額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 図書の閲覧に利用する場合は、無料とする。</p>		

現 行			改 正		
名称	区分	金額	名称	区分	金額
温泉浴室	5歳以上	1回につき300円 (回数券 11回分 3,000円)	温泉浴室	5歳以上	1回につき300円 (回数券 11回分 3,000円)
			カラオケ設備		1回につき1,040円

多可町八千代自然活用村施設条例の新旧対照表

現 行						改 正					
別表第2 (第7条、第13条関係)						別表第2 (第7条、第13条関係)					
1 宿泊利用する場合						1 宿泊利用する場合					
客室タイプ	金額				備考	客室タイプ	金額				備考
	1人利用	2～3人利用	4人以上利用	小人(1人につき)			1人利用	2～3人利用	4人以上利用	小人(1人につき)	
和室	6,480円	1人につき 4,860円	1人につき 4,320円	4,100円	定員4～5人	和室	6,600円	1人につき 4,950円	1人につき 4,400円	4,180円	定員4～5人
洋室	6,480円	4,860円		4,100円	定員2人	洋室	6,600円	4,950円		4,180円	定員2人
中研修室	4,320円	3,780円	3,240円	2,700円	定員20人	中研修室	4,400円	3,850円	3,300円	2,750円	定員20人
2 宿泊以外に利用する場合						2 宿泊以外に利用する場合					
区分	面積	金額				区分	面積	金額			
		午前9時から午後6時まで		午後6時から午後9時まで				午前9時から午後6時まで		午後6時から午後9時まで	
		使用開始後2時間につき	以後追加1時間ごとに	使用開始後2時間につき	以後追加1時間ごとに			使用開始後2時間につき	以後追加1時間ごとに	使用開始後2時間につき	以後追加1時間ごとに
宿泊室和室	16.6㎡から22.6㎡まで	2,160円	1,080円	3,240円	1,620円	宿泊室和室	16.6㎡から22.6㎡まで	2,200円	1,100円	3,300円	1,650円
大研修室	210.9㎡	4,320円	2,160円	6,480円	3,240円	大研修室	210.9㎡	4,400円	2,200円	6,600円	3,300円

現 行						改 正					
中研修室	52.6㎡	<u>3,240円</u>	<u>1,620円</u>	<u>4,320円</u>	<u>2,160円</u>	中研修室	52.6㎡	<u>3,300円</u>	<u>1,650円</u>	<u>4,400円</u>	<u>2,200円</u>
小研修室	大研修室、中研修室を間仕切った使用した場合	<u>2,160円</u>	<u>1,080円</u>	<u>3,240円</u>	<u>1,620円</u>	小研修室	大研修室、中研修室を間仕切った使用した場合	<u>2,200円</u>	<u>1,100円</u>	<u>3,300円</u>	<u>1,650円</u>
催事ホール	143.0㎡	<u>5,400円</u>	<u>2,700円</u>	<u>7,560円</u>	<u>3,780円</u>	催事ホール	143.0㎡	<u>5,500円</u>	<u>2,750円</u>	<u>7,700円</u>	<u>3,850円</u>

多可町大和体験交流活性化施設条例の新旧対照表

現 行			改 正				
別表（第8条、第16条関係）			別表（第8条、第16条関係）				
施設名		単位	金額	施設名		単位	金額
ホール		1時間当たり	<u>2,060円</u>	ホール		1時間当たり	<u>2,090円</u>
和室		1時間当たり	<u>1,540円</u>	和室		1時間当たり	<u>1,570円</u>
浴室	大人	1回当たり	<u>510円</u>	浴室	大人	1回当たり	<u>520円</u>
	小人（16歳未満の者）	1回当たり	310円		小人（16歳未満の者）	1回当たり	310円

多可町加美特産品開発センター条例の新旧対照表

現 行			改 正		
別表（第8条、第15条関係）			別表（第8条、第15条関係）		
施設名	利用区分	金額	施設名	利用区分	金額
(略)			(略)		
作業室	1時間につき	<u>100円</u>	作業室	1時間につき	<u>110円</u>
真空包装機	30分につき	<u>100円</u>	真空包装機	30分につき	<u>110円</u>

多可町農林業公園条例の新旧対照表

現 行			改 正		
別表第2 （第7条、第13条関係） 農林業公園の入園料は、1人につき <u>210円</u> とする。ただし、6歳未満の者は、この限りでない。			別表第2 （第7条、第13条関係） 農林業公園の入園料は、1人につき <u>220円</u> とする。ただし、6歳未満の者は、この限りでない。		
区分	施設	金額（1棟につき）	区分	施設	金額（1棟につき）
宿泊の場合	ファンキーハウス	<u>16,200円</u>	宿泊の場合	ファンキーハウス	<u>16,500円</u>
	ラグジーキャビン	<u>8,640円</u>		ラグジーキャビン	<u>8,800円</u>
	ハンディハット	1人につき <u>1,080円</u>		ハンディハット	1人につき <u>1,100円</u>
宿泊以外の場合	ファンキーハウス	<u>4,320円</u>	宿泊以外の場合	ファンキーハウス	<u>4,400円</u>
	ラグジーキャビン	<u>2,160円</u>		ラグジーキャビン	<u>2,200円</u>

多可町ココロン那珂条例の新旧対照表

現 行					改 正				
別表第1 (第7条、第13条関係)					別表第1 (第7条、第13条関係)				
区分	棟数	定員	使用料	加算額	区分	棟数	定員	使用料	加算額
コテージ	9棟	(1棟) 4～6人	1棟 1人につき <u>5,150円</u>	3人以上の利用の場合、追加1人につき <u>2,060円</u> (小学生未満は <u>1,030円</u>) を加算	コテージ	9棟	(1棟) 4～6人	1棟 1人につき <u>5,230円</u>	3人以上の利用の場合、追加1人につき <u>2,090円</u> (小学生未満は <u>1,040円</u>) を加算
宿泊棟A	4室	(1室) 4人	1室 <u>6,170円</u> (最低2人で利用)	3人以上の利用の場合、追加1人につき <u>2,060円</u> (小学生は <u>1,330円</u> 、小学生未満は <u>830円</u>) を加算	宿泊棟A	4室	(1室) 4人	1室 <u>6,280円</u> (最低2人で利用)	3人以上の利用の場合、追加1人につき <u>2,090円</u> (小学生は <u>1,360円</u> 、小学生未満は <u>840円</u>) を加算
宿泊棟B	1室	24人	1室 1人につき <u>1,850円</u> (最低18人で利用)	19人以上の利用の場合、追加1人につき <u>1,850円</u> (小学生は <u>1,330円</u> 、小学生未満は <u>830円</u>) を加算	宿泊棟B	1室	24人	1室 1人につき <u>1,880円</u> (最低18人で利用)	19人以上の利用の場合、追加1人につき <u>1,880円</u> (小学生は <u>1,360円</u> 、小学生未満は <u>840円</u>) を加算
別表第2 (第7条、第13条関係)					別表第2 (第7条、第13条関係)				
区分	棟数	定員	使用料	加算額	区分	棟数	定員	使用料	加算額
コテージ	9棟	(1棟) 4～6人	1棟 1人につき <u>6,170円</u>	3人以上の利用の場合、追加1人につき <u>2,700円</u> (小学生未満は <u>1,030円</u>) を加算	コテージ	9棟	(1棟) 4～6人	1棟 1人につき <u>6,280円</u>	3人以上の利用の場合、追加1人につき <u>2,750円</u> (小学生未満は <u>1,040円</u>) を加算
宿泊棟A	4室	(1室) 4人	1室 <u>6,170円</u> (最低2人で利用)	3人以上の利用の場合、追加1人につき <u>2,060円</u> (小	宿泊棟A	4室	(1室) 4人	1室 <u>6,280円</u> (最低2人で利用)	3人以上の利用の場合、追加1人につき <u>2,090円</u> (小

現 行					改 正				
				学生は <u>1,540円</u> 、小学生未 満は <u>830円</u>)を加算					学生は <u>1,570円</u> 、小学生未 満は <u>840円</u>)を加算
宿泊棟B	1室	24人	1室 1人につき <u>2,060円</u> (最低18人で利用)	19人以上の利用の場合、追 加1人につき <u>2,060円</u> (小 学生は <u>1,540円</u> 、小学生未 満は <u>830円</u>)を加算	宿泊棟B	1室	24人	1室 1人につき <u>2,090円</u> (最低18人で利用)	19人以上の利用の場合、追 加1人につき <u>2,090円</u> (小 学生は <u>1,570円</u> 、小学生未 満は <u>840円</u>)を加算

多可町滞在型市民農園施設条例の新旧対照表

現 行				改 正			
別表第3 (第8条、第14条関係)				別表第3 (第8条、第14条関係)			
区分	利用時間	金額 (サービス料及び消費税等含む。)		区分	利用時間	金額 (サービス料及び消費税等含む。)	
休憩利用 午前10時30分 から午後3時 30分まで	3時間以内	1棟 4人以下の使用の場合	1棟 5人以上の使用の場合	休憩利用 午前10時30分 から午後3時 30分まで	3時間以内	1棟 4人以下の使用の場合	1棟 5人以上の使用の場合
		<u>3,240円</u>	<u>6,480円</u>			<u>3,300円</u>	<u>6,600円</u>
	3時間超過	<u>4,320円</u>	<u>8,640円</u>		3時間超過	<u>4,400円</u>	<u>8,800円</u>
宿泊利用	午後4時から 翌日の午前10 時まで	1棟 4人以下の使用の場合	1棟 5人以上の使用の場合	宿泊利用	午後4時から 翌日の午前10 時まで	1棟 4人以下の使用の場合	1棟 5人以上の使用の場合
		<u>12,960円</u>	1人につき <u>3,240円</u> を加算			<u>13,200円</u>	1人につき <u>3,300円</u> を加算

多可町大河丘陵ラベンダー園条例の新旧対照表

現 行					改 正				
別表（第8条、第14条関係）					別表（第8条、第14条関係）				
施設の名称	金額				施設の名称	金額			
ラベンダー園	区分	大人・高校生	小学生・中学生	幼児	ラベンダー園	区分	大人・高校生	小学生・中学生	幼児
	個人 1人1回につき	720円	310円	無料		個人 1人1回につき	730円	310円	無料
	団体 1人1回につき (20人以上に限る。)	510円	210円	無料		団体 1人1回につき (20人以上に限る。)	520円	220円	無料
施設の名称（室名）		金額			施設の名称（室名）		金額		
活性化施設（研修室）		1時間につき640円			活性化施設（研修室）		1時間につき660円		
育苗加工販売施設（加工室）		1時間につき700円			育苗加工販売施設（加工室）		1時間につき760円		

多可町コミュニティプラザ条例の新旧対照表

現 行			改 正		
別表第2 (第8条関係)			別表第2 (第8条関係)		
名称	区分	金額 (1時間につき)	名称	区分	金額 (1時間につき)
中コミュニティプラザ	大会議室	<u>1,080円</u>	中コミュニティプラザ	大会議室	<u>1,100円</u>
	中会議室	<u>640円</u>		中会議室	<u>660円</u>
	調理室	<u>750円</u>		調理室	<u>770円</u>
	和室 (15畳)	<u>370円</u>		和室 (15畳)	<u>380円</u>
	和室 (12畳)	<u>320円</u>		和室 (12畳)	<u>330円</u>
加美コミュニティプラザ	大ホール	<u>1,080円</u>	加美コミュニティプラザ	大ホール	<u>1,100円</u>
	中ホール	<u>640円</u>		中ホール	<u>660円</u>
	学習室1	<u>320円</u>		学習室1	<u>330円</u>
	研修室1	<u>430円</u>		研修室1	<u>440円</u>
	研修室2	<u>320円</u>		研修室2	<u>330円</u>
	研修室3	<u>210円</u>		研修室3	<u>220円</u>
	研修和室 (楓の間)	<u>370円</u>		研修和室 (楓の間)	<u>380円</u>
	和室 (鶴亀の間)	<u>370円</u>		和室 (鶴亀の間)	<u>380円</u>
	茶道室	<u>210円</u>		茶道室	<u>220円</u>

現 行			改 正		
八千代コミュニティプラザ	大ホール	<u>1,080円</u>	大ホール	<u>1,100円</u>	
	会議室 1	<u>320円</u>	会議室 1	<u>330円</u>	
	会議室 2	<u>320円</u>	会議室 2	<u>330円</u>	
	会議室 3	<u>640円</u>	会議室 3	<u>660円</u>	
	会議室 4	<u>320円</u>	会議室 4	<u>330円</u>	
	調理実習室	<u>750円</u>	調理実習室	<u>770円</u>	
	はぎの間 (和室)	<u>370円</u>	はぎの間 (和室)	<u>380円</u>	
	茶道室	<u>210円</u>	茶道室	<u>220円</u>	

多可町笠形山自然公園センター条例の新旧対照表

現 行				改 正			
別表（第8条、第14条関係）				別表（第8条、第14条関係）			
施設		金額		施設		金額	
コテージ	宿泊に利用する場合	利用者が4人を超える場合	1棟1泊につき <u>18,520円</u>	宿泊に利用する場合	利用者が4人を超える場合	1棟1泊につき <u>18,850円</u>	
		利用者が4人以下の場合	1棟1泊につき <u>14,400円</u>		利用者が4人以下の場合	1棟1泊につき <u>14,660円</u>	
	宿泊以外の目的に利用する場合	利用時間が3時間以上の場合	1棟1回につき <u>7,720円</u>	宿泊以外の目的に利用する場合	利用時間が3時間以上の場合	1棟1回につき <u>7,850円</u>	
		利用時間が3時間未満の場合	1棟1回につき <u>5,650円</u>		利用時間が3時間未満の場合	1棟1回につき <u>5,760円</u>	

多可町診療所及び国民健康保険八千代診療所使用料及び手数料条例の新旧対照表

現 行		改 正	
(使用料及び手数料の額) 第2条 診療所の利用及び個人のためにする事務については、次に定める金額の使用料及び手数料を徴収する。 (1) 使用料 ア・イ (略) ウ 死体処置 1体につき <u>5,400円</u> エ・オ (略) (2) (略)		(使用料及び手数料の額) 第2条 診療所の利用及び個人のためにする事務については、次に定める金額の使用料及び手数料を徴収する。 (1) 使用料 ア・イ (略) ウ 死体処置 1体につき <u>5,500円</u> エ・オ (略) (2) (略)	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
種別		種別	
金額		金額	
(略)		(略)	
死亡診断書	1人1通 <u>3,240円</u> 1通を増すごとに <u>1,080円</u> を加算した額	死亡診断書	1人1通 <u>3,300円</u> 1通を増すごとに <u>1,100円</u> を加算した額
健康診断書	1人1通 <u>2,160円</u> 1通を増すごとに <u>1,080円</u> を加算した額	健康診断書	1人1通 <u>2,200円</u> 1通を増すごとに <u>1,100円</u> を加算した額
死体検案書 (死体検案料含む。)	1体1回 <u>4,320円</u>	死体検案書 (死体検案料含む。)	1体1回 <u>4,400円</u>
診断書	複雑なもの (生命保険・保険・年金・手帳関係)	診断書	複雑なもの (生命保険・保険・年金・手帳関係)
	1人1通 <u>3,240円</u> 1通を増すごとに <u>1,620円</u> を加算した額		1人1通 <u>3,300円</u> 1通を増すごとに <u>1,650円</u> を加算した額
	簡易なもの		簡易なもの
	1人1通 <u>1,080円</u>		1人1通 <u>1,100円</u>

現 行		改 正	
	1通を増すごとに <u>320円</u> を加算した額		1通を増すごとに <u>330円</u> を加算した額
自動車事故診察費明細証明、災害補償に関する証明その他これに類するもの	1人1通 <u>4,320円</u>	自動車事故診察費明細証明、災害補償に関する証明その他これに類するもの	1人1通 <u>4,400円</u>
	1通を増すごとに <u>2,160円</u> を加算した額		1通を増すごとに <u>2,200円</u> を加算した額
所得税に係る医療費控除の証明その他これに類するもの	1人1通 <u>1,080円</u>	所得税に係る医療費控除の証明その他これに類するもの	1人1通 <u>1,100円</u>
	1通を増すごとに <u>540円</u> を加算した額		1通を増すごとに <u>550円</u> を加算した額
通院期間の証明その他これに類するもの	1人1通 <u>540円</u>	通院期間の証明その他これに類するもの	1人1通 <u>550円</u>
	1通を増すごとに270円を加算した額		1通を増すごとに270円を加算した額
(略)		(略)	